

早稲田大学マーケティング研究会 OB 会規約

第1章 総則

第1条 この会は早稲田大学マーケティング研究会 OB 会と称する。

第2条 会員相互の親睦と研鑽、及び早稲田大学研究会会員との交流を目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために下記の事項を運営する。

1. 年 1 回総会を行う。
2. その他、役員会で目的達成上必要と認められた事業を行う。

第2章 会員

第4条 この会は、早稲田大学マーケティング研究会に籍を置いた者で、第 2 条に賛同する者をもって組織する。

第5条 会員が会の名譽を著しく失墜させた場合は役員会の決議によって除名する場合がある。

第6条 会員は役員に対して、会務に関する意見・提案をすることができる。

第7条 会員は住居に変更があった場合は、直ちに所属年度の幹事に報告しなければならない。

第8条 会員は決定された金額を年会費として、定められた方法に従って支払わなければならない。

第3章 運営

第 9 条 この会には次の役員を置く。

- | | |
|---------|------------|
| 1. 名誉会長 | 宇野政雄先生 |
| 2. 顧問 | 若干名 |
| 3. 会長 | 1 名 |
| 4. 副会長 | 2 名以内 |
| 5. 幹事長 | 1 名 |
| 6. 幹事 | 卒業年度 2 名以内 |
| 7. 会計 | 2 名以内 |

第 10 条 顧問、正・副会長、幹事長、幹事並びに会計の選任・被選基準・任期・職務は次のとおりとする。

1. 顧問は、マーケティング研究会指導教授およびその経験者、並びに当会会長、副会長経験者がその任にあたり、当会の会務に関する意見を会長に提案する。必要と認める時には、会長に役員会、総会の招集を請求できる。
2. 会長は前任の会長、副会長の推薦により総会において出席会員の過半数の承認をもって選任される。
3. その他の役員は会長の指名により選任され、総会において出席会員の過半数の承認をもって選任される。

4. 会長及び副会長は卒業後 10 年以上の会員がこれにあたり、当会を代表して会務を統括する。
5. 幹事長は幹事の中から会長の指名によって選任され、会長の指示により幹事を統括して当会の会務の執行実務を行う。
6. 幹事は幹事長を補佐し会務を執行すると共に各担当年度の会員と連絡を密にしなければならない。
7. 会計は当会の運営資金の収入支出、並びにこれに関する雑会務に関して意見、提案ができる。必要と認める時は会長に役員の新規の招集を請求できる。
8. 当該役員の新規は 2 年とするが、再任は妨げない。なお、役員が任期中に退会した場合は、会長が後任を選出する。
役員の新規に関しては、役員会において出席役員の新規の 2 / 3 以上の賛成をもって成立するものとする。

第 11 条 役員会の新規、決議、会務報告は次のように行う。

1. 役員会は会長が新規する。
2. 役員会は会長、副会長、幹事長、会計、顧問の内 3 名以上の出席で成立する。
3. 役員の新規は出席役員の新規をもって決する。
4. 会長は総会において会員に会務を報告しなければならない。

第 4 章 会計

第 12 条 当会の運営資金は会費並びに寄付金をもって充てる。

第 13 条 会費は会員各自より徴収し、寄付金と共に会計が管理する。

第 14 条 当会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

第 15 条 当会の決算を総会において会員に報告し、出席会員の新規の承認を得なければならない。

第 5 章 附則

第 16 条 当会の事務局は早稲田大学マーケティング研究会内に置く。早稲田大学マーケティング研究会幹事長並びに渉外担当は、当会との連絡役として事務局としての活動をするものとする。

第 17 条 当会の事業を遂行する為に必要な事項で、当規約内に定めが無い場合は、その決定を役員会並びに役員に委ねる。

第 18 条 この規約は平成 12 年 4 月 1 日より実施される。

以上